

三 善清行の方法

——藤原保則伝考——

矢作武

小稿は、延喜期の学者官僚、三善清行が延喜七年に書いた藤原保則伝の制作の意図と方法について述べようとするものである。^{注1}

藤原保則伝は、寛平七年に七十一歳で死んだ参議藤原保則の事蹟と人物を叙したもので、跋文に

余、初爲起居郎、依三元慶注記、見東征之謀略。爲備中介、
聞故老風謡、詳西州之政績。粗述所知、成此實錄。但
世稱公徳美、老人之談不^レ容口。然而轉語浮詞、不敢論著。
恐有「飾之疑」損^ル相公之美也。昔者司馬遷著《晏子傳》、遙
羨^ニ報讐。蔡伯喈作^ニ郭泰碑、遂無^レ暫^ニ德。故叙^ニ此景^(草)、行^レ貞
立志。延喜七年季春一日。文章博士善清行記^レ之。

とある。清行が起居郎（仁和二年少内記となり、翌年大内記となる）時代に元慶注記を見て保則の秋田城における蝦夷征伐ぶりを知り、次いで備中介時代（寛平五年赴任）に任国の「故老の風謡」を聞いて保則の治績に感動したのが伝記執筆の要因である。

この保則伝は二ヶ所に欠文があり、およそ（）（前半の欠失部分につづく）貞觀期の備中権介・備前介・備前権守の時代、（）元慶期の蝦夷平定時代、（）仁和期の讀破權守・伊予守・大宰大式の時代、（）（晩年の欠失部分につづく）保則の人物性格の記述の部分、に分けられる。

保則伝は、今井源衛氏が「漢文伝の世界」（国語と国文学、昭和三四四年四月）で言われる「八世紀の後半から九世紀にかけて花々しい展開を示した」漢文伝の一つである。今井氏はいう。漢文伝は国史と漢詩文との間をつなぐもので、和文の物語の発生にまで若干の寄与をしている如く思われ、正史に直結する公儀的文学から女子供に最大の支持者を持った物語文学にまで及ぶ古代散文文学の全分野の中で大きな役割を持っていた。国史の薨卒伝は成立事情の上で他の一般事項と次元を異にすることによって、国史を貫する政治性の許容する枠内で、比較的自由に記録者の個人的関心ないし主観の入りこむ余地があつたろう。その特定個人の性癖や逸話の紹介という形で、発想や表現の点で見るべきものが現れてくる。保則伝は、それら正史の官人薨卒伝と一見類似し

たものではあるが、單行の「官人伝」としてやや特殊な性格を有していると。今井氏は保則伝を「典型的な良吏であった清行自身の理想像を描く」ために作ったもの、「紊乱した地方政治の暴露も、実は保則という一人物の伝に必要な量を越えて、作者は政治や社会批判そのものに関心をもっていたと思われるほどである」

とし、在野的批判的な姿勢を評価された。川口久雄氏は平安朝日本漢文学史の研究の中で、保則伝を「具体的に人間の生涯を伝しつつ、ここに清行は自分の思惟を投射している。古風な儒教主義のモラルにしばられた凝固した人間ではなく、悪吏のために搾取され、窮迫のあまり流浪し反逆する庶民や異民族社会に身をもつてなぐりこみ、彼らを人間として人道的に扱わうとする、反乱や盜賊におびえたつ辺境の農民に触れて思索し実践しようとする新しい行動的人間像が描かれている。王朝前期漢文学が形成した文学のうち、もっともすぐれたものの一つであり、将門記の系列にならなって、一つの新しい文学のジャンルを生み出そうとする注意すべき作品」である、と更に高く評価されている。

次にこの作品について潤色虚構の面から新見解を出されたのが大曾根章介氏である。氏は「漢文学における伝記と巷説——紀長谷雄と三善清行——」（言語と文芸、第六六号）において人物の伝記が事蹟のありのままの記述ではなく、多少なりとも潤色や誇張が、場合によっては虚構が附加されている」と言われ、保則伝に対しては、保則の「善政を讃える表現は、史書の循吏伝に見える常套的なもので、具体性に乏しい。」中國の史書に記された循吏の姿が作者の脳裏にあり、それがこの伝記の潤色に大きな役割

を来たしていると見てよい。」と述べ、中國の正史に見える循吏像によって潤色されたと指摘された。

二

清行は保則の備中国での徳化の一例として次の如くいう。

凡厥僚下、若有^ニ姦賊者、曾無^レ所^レ發^ニ明其咎、即^ニ繫於^ニ間處^ニ相語云。君久疲^ニ學窓^ニ、初得^ニ此官^ニ必當^ニ立^ニ其廉節^ニ、勉^ニ取榮譽^ニ、豈可^ニ思^ニ滯^ニ一州小吏^ニ乎。

「君、久しう學窓に疲れて、初めて此の官を得たり。必ずまことにその廉節を立てて、勉めて榮譽を取るべし。あに一州の小吏に滞ることを思うべけんや。」いかにも具体的で、人情の機微に触れた記事である。この不正を勵いた部下に対する保則の温い思いやに満ちた場面は、今井氏が作者の潤色を思われるといわれ、大曾根氏も肯定されている。思うに清行描くところの良吏像は主に、中国六朝宋の劉義慶著、梁の劉孝標注「世說新語」政事篇等に見える話によったようである。政事篇第九話にいう（四部備要本に拠る。以下同じ）。

王安期爲東海郡、小吏盜^ニ池中魚^ニ。綱紀推^ニ之。王曰。文王之固、與^ニ衆共^ニ之。池魚復何足^ニ惜。更に第十話にいう。

王安期作東海郡、吏錄^ニ一犯^ニ夜入^ニ來。王問。何處來。云。從^ニ師家受^ニ書^ニ還^ニ、不^レ覺日晚。王曰。鞭^ニ撻寧^ニ越^ニ以^ニ立^ニ威名^ニ。恐非^ニ致理^(治)之本^ニ。使^ニ吏送^ニ令^ニ歸^ニ家。

晋の王承が東海郡の太守の時の徳治の例で、一は池中の魚（官

物)を盗んだ小吏が許され、一は夜行禁令を犯したものが勉学の理由の故に許された話であるが、合わせて保則の逸話となる。十話の注にいう。

呂氏春秋曰。寧越者、中牟鄙人也。苦耕稼之勞、謂其友曰。何爲可以免此苦也。其友曰。莫如學也。學三十歲、則可以達矣。寧越曰。請以十五歲。人將休、吾不敢休。人將臥、吾不敢臥。學十五歲而爲周威公之師也。

保則伝の「君久疲學窓云々」は「師家より書を受けて還るに、覚えず日晚れたり」と、この注によつて作られたのである。正史の薨卒伝に見えるが如き、たとえば循吏像を描く時に單に中国史書の類型的な表現を借りて讃美するのではなく、また伝統的な漢籍の典拠をそのまま使つて描くのとも違つまるで別の方法がここにある。

また保則の備前国での治績を述べて、

時安藝國偷人遮險、劫盜備後國調絆四十疋、逃去入草。道宿備前國石梨郡旅舍。盜語主人翁云。此國太守化跡何似。主翁語云。府君化民、專用仁義。一國之人盡爲伯夷。

恩信之感、自通神明。云々。

という。盜人が国守の政治の仕方はどうか(化跡何似)などと聞くであらうか。政事篇第二十五話にいう。

王東亭(珣)與張冠軍(玄)善。王既作吳郡。人問小令(王珉)曰。東亭作郡、風政何似。答曰。不知治化何如。唯與張祖希(玄)、情好日隆耳。

「風致何似」「治化何如」は政事篇のテーマである。保則が盜人

にいわせたのはこれによるであろう。「保則伝」の(三)の部分において、大宰府での治政を「公在鎮府、專以清靜而施化。故吏民感服、政化大行。」といふのは、三代実錄等の国史に見える中國史書の筆法にならつた循吏伝の記述とさほど異なるわけではないが、四の保則の人柄を述べた部分「公清節沖虛、心無廻」などとともに、先きの第九話の注に引く

名士傳曰。王承字安期、太原晉陽人。父湛、汝南太守。承淡寡欲、無所嗜尚。累遷東海内史、爲政清靜、吏民懷之。避亂渡江。是時道路寇盜、人懷憂懼。承遇艱險、處之怡然。元皇爲鎮東、引爲從事中郎。

などが、筆者の脳裏にあつたのであらうか。清行は保則を、「人倫之表」(世說賞譽第三十四話)などといわれた晋の中興第一の名臣、王承に擬したのかも知れない。

保則は両備の國の任を終えて帰京し、翌年右衛門佐に任じ、檢非違使を兼任させられようとした時、再三辞退して受けなかつた。

公語所親云。昔者帝堯之民、皆可比屋而封之。時臯陶以二賢爲獄官。若有疑罪、則令辨^考決之。豈有枉濫之罪乎。亦所用者刑也。無慘毒之料焉。豈有怨酷之人乎。然而論者以爲、英六之封不絕者、此臯陶治獄之咎。況今末代澆薄、人多阿黨。誅罰之間、失兩造。縱有側隱之情、必成子孫之禍。

ここもまた保則の身の処し方を語つてユニークなところである。臯陶の例を引くのは清行の後の「意見封事」にも見えるところである。

るであるが、これは単に書經の舜典臯陶謨に基づくだけではあるまい。今は末代澆季であるから大賢を以てしても獄官となるのは危険であるというところに主眼があるので、清行が臯陶の例を用いたのは仲々に単純な筆法ではない。政事篇第二十六話にいう。

殷仲堪當^レ之^二荊州^一、王東亭問曰。德以^レ居^レ全爲^レ稱仁以^レ不^レ害爲^レ名。方今宰^ニ牧華夏^一、處^ニ殺戮之職^一、與^ニ本操^ニ將不^レ乖乎。殷答曰。臯陶造^ニ刑辟之制^一、不^レ爲^レ不^レ賢。孔丘居^ニ司寇之任^一、未^レ爲^レ不^レ仁。

殷仲堪が荊州刺史に赴任するとき、王東亭がたずねた。徳とは人を安全な状態におくことをいい、仁とは人を害わないうことをいう。今のような時代に、中国で地方長官になるといふのは人殺しの地位に身を置くことだ。本志にそむくことになるのではない、と。殷は答える。臯陶は刑罰の制度を造ったが賢人でないとはいひえぬ、孔丘は司寇の職にいたが仁者でないとはいひえぬ、と。

東晉滅亡前夜、多事の際、荊州刺史といふ軍事的に最も重要な地方の長官となり、後に桓玄に迫られて自殺した殷仲堪の話である。韓康伯と並ぶ当代の一の玄談の徒であり、つねづね三日道德経を読まされば舌の根本がこわばるように感ずると言つた（文学篇第六十三話）といふ殷仲堪も、王珣が心配したとおりの運命をたどる。檢非違使を固辞する際のこととして清行が保則にいわせたことばは王珣のことばである。魏平伝が中國の正史の筆にならつただけの叙述であるのに対し、清行の典拠使用の方法はまるで異なる。清行は虚構するのである。

保則伝の(二)の部分、元慶期の蝦夷平定時代の記載は大部分元慶

注記によつてゐるはずであり、事実三代実錄の記事と符合しているのであるが、保則が出羽権守に起用された事情や平定後の帰京の様子は実録に記載がない。^{往々}起用を辞退する保則と攝政藤原基経との対話の部分はこうである。

五月二日、兩國飛驒（官軍大敗の報）忽至。於^レ是昭宣公大驚、與^レ公謀^レ事。語云。東方之將、累^ニ長者^一。公辭謝云。身舊文吏、未^ニ嘗知^ニ跨^レ馬引^ニ弓。非^ニ敢愛^ニ惜微驥^一、恐^ニ成^ニ朝廷之恥^一。昭宣公曰。自^ニ天智天皇時、藤原氏代立^ニ勳績、朝所^ニ倚賴^一。方^ニ今身非^ニ伊周^一、忝據^ニ家宰^一、遭^ニ此寇亂^一、內^ニ慙外^一□。瓜葛之儀、君亦可^レ悉。願盡智謀、勿^レ爲^ニ飾讓^一。

こういう点も保則個人の言動を浮き彫りにした秀れた部分であるが、清行は保則の蝦夷平定の功を描く時、晋の杜預を構想のために置いたのではなかろうか。世說方正篇第十二話「杜預之^ニ荊州^一頓^ニ七里橋^一、朝士悉祖、云々」の注にいふ。

王隱晉書曰。預字元顥、京兆杜陵人。漢御史大夫延年十一世孫。祖畿、魏太保。父恕、幽州荊州刺史。預智謀淵博、明^ニ於治亂。常稱、立^ニ德者非^ニ所^ニ企及、立^ニ功立^ニ言所^ニ庶幾^一也。累^ニ遷河南尹。爲^ニ鎮南將軍、都督荊州諸軍事、鎮^ニ襄陽^一。以^ニ平^ニ吳勳、封^ニ當陽侯。預無^ニ伎藝之能、身不^レ跨^レ馬、射不^レ穿^ニ札。而每^ニ有^ニ大事、輒在^ニ將帥之限。贈^ニ征南將軍、儀同三司。

西晋創業の初め、賈充とともに律令制定に功あり、また羊祜の死後、鎮南大將軍・都督荊州諸軍事となつて襄陽に鎮し吳の平定に大功のあつた杜預は、「智謀淵博」で、「身不^レ跨^レ馬、射不^レ穿^ニ札」。

札」して「將帥之限」に在ったという。清行にとって、征討の功勲をあげた律令官人の理想像として保則を描こうとするとき、西晋の杜預は最もふさわしいモデルと考えたであろう。

保則伝の四の部分の内、保則の道真への批評を含む部分は最も有名な話柄である。

又擇レ士採レ才、有ニ知レ人ニ之鑒一。昔在ニ備レ中ニ時、小野葛絃、年少爲レ掾。公稱曰。若必當爲ニ天下循良之吏。又在ニ讀岐ニ時、菅原朝臣代レ公爲レ守。公竊語云。新太守當今碩儒、非ニ吾所ニ測知ニ也。但見ニ其內志、誠是危殆之士也。後皆如ニ其語。

〔擇レ士採レ才、有ニ知レ人ニ之鑒一〕は政事篇第十七話の郭林宗について引いている注によるようである。

泰別傳曰。泰字林宗、有ニ人倫鑒識。題ニ品海內之士、或在ニ幼童、或在ニ里肆、後皆成ニ英彥六十餘人。自著ニ書一卷、論ニ取レ士之本、未行、遭ニ亂亡失。

初めに挙げた保則伝の跋文において「蔡伯喈作ニ郭泰碑、遂無ニ懸ニ德」といっているのは徳行篇第三話の注所引『統漢書』の「蔡伯喈爲ニ作ニ碑一」。吾爲レ人ニ作ニ銘、未嘗不レ有ニ懸ニ容一。唯爲ニ郭有道碑頌、無ニ愧耳」によることは明らかであるが、ことさらに郭泰を挙げたのは識鑑のことに関わりがあったのである。また備中権介の時、年少の掾であった小野葛絃に対して「若必當爲ニ天下循良之吏」と予言するのも、黜免篇第六話の注に

郭泰別傳曰。鉅鹿孟敏字叔達、敦朴質直。客居太原、雜處凡俗、未レ有所レ名。嘗至市賣ニ餌、荷擔墮ニ地壞ニ之、徑去不レ顧。適遇林宗、見而異之。因問曰。壞ニ餌可レ惜。何以不レ

顧。客曰。餌既已破、視ニ之何益。林宗賞ニ其介決。因以知其德性、謂必爲ニ美士。勸令ニ讀書。遊學十年、遂知ニ名。三

府並辟、不就。東夏以爲ニ美賢。

とあるのに拠つたのであろう。表現のすみすみまで郭泰の伝によつて潤色されていることがわかる。

道真への評「新太守當今碩儒、非ニ吾所ニ測知ニ也。但見ニ其內志、誠是危殆之士也」は、坂本太郎氏が「菅原道真」（吉川弘文館）の中で「保則の語であるよりも、清行自身の感想と見るべき公算が大きい」（一〇八頁）と言われているが、典拠が世説にあるようである。まず「非ニ吾所ニ測知ニ也」は仇隙篇第六話に拠る。

王東亭與ニ孝伯語、後漸異。孝伯謂ニ東亭曰。卿便不可レ復測。答曰。王陵廷爭、陳平從默、但問ニ克ニ終ニ云何ニ耳。

ここで「きみは何を考えているのか測りかねる（腹黒い男だ）」といった王孝伯（恭）とは、東晉末に会稽王司馬道子の專權を憎み挙兵して敗死した人物であり、「清廉貴峻、志存ニ格正」（徳行篇第四十四話注所引、恭別伝）と評されている。仇隙篇は魏晉社会の険しさと軋み合う人間関係を具体的に示しているが、「卿便不可レ復測」などは最も微妙な評言の一つである。また「但見ニ其內志、誠是危殆之士也」は讒險篇第一話によるようである。「讒險」は術策を弄して腹ぐろく、裏にまわって相手をおとし入れる陰险な言行をいう。

王平子形甚散朗、内実勁俠。

鄧纂晉紀云。劉琨嘗謂澄曰。卿形雖ニ散朗、内ニ勁俠。以レ此處ニ世、難レ得ニ其死。澄默然無ニ以答。後果爲ニ王敦所ニ害。劉

琨聞之曰。自取死耳。

「内、実は勁俠」と「その内心を見るに、誠にこれ危殆の士なり」と。何と陰険なことばであろうか。保則伝のすぐれた表現、描写の多くはことごとく世説に拠っているようであり、そこから創作の心理に近づき得るものがある。漢文伝の中において特殊な位置を占めるといわれる保則伝が、今までになく具体的な人間像を形象し得た理由の多くは、世説という一種特異な先行作品を自家業籠の中のものとした清行の文学の方法にあつたといえるのではなかろうか。薨卒伝が、ともかくも事実あつたことがらを中国の史書の筆にならって描いただけであるのに対して、清行は世説の中の話によって全く別の虚構を行なつてゐるのである。

三

清行は保則伝を書くにあたつて何故世説に注目し、その虚構潤色に多く利用したのであらうか。またそれによつて清行の文学はどういう変容していったか。まず世説という書物の性格を見なければならぬ。

春秋三史の如き儒家の正統な歴史書に対して、いわば儒道に反したものとして「街談巷語」「瑣細輕量」の書「小説」がある。

経伝にもとづかず、具体的な事例として正史の記事に採られない断片的な民間の所伝、米鹽碎事によつて作られたものが「小説」であり、世説はまさにそこに分類される。世説は儒教的名分思想からみだしたものである。本書は中国史上後漢末魏晉時代といふたぐいまれな乱世を生きる人々の逸話集であり、その逸話は個

人の伝記の中の瑣細な断片に過ぎないが、一生の内のあるいは重要な、あるいは美しい、そして鮮烈な印象を与えるものであることが多い。小説として正史に対立するものであるにかかわらず、あるいはそれ故に普通の歴史書よりもはるかに鋭く人間の眞實にせまり、珠玉のごとく、生きた人間をそこに形象せしめているのである。

清行が保則伝を書いたのは延喜七年、六十一歳の既に老境に入った時期であった。延喜三年前後に一時、文章博士・大学頭・式部少輔の三儒職を兼任した当代一の律令文人清行にとって、道真失脚後台頭して来た大藏善行門下の進出の陰で、延喜五年より十一年近くの長い間昇進が停止した沈淪の時期の初期にあたる。延喜六年の日本紀竟宴和歌二首の内一首が既に「とつえあまりやつえを越ゆる竜の駒きみすさめねば老い果てぬべし」という老驥伏櫪の述懐歌であった。寛平・延喜期三大文人と称される者の内、道真是右大臣の頭位に昇り左遷されて既に客死しており、紀長谷雄は四年も前に參議となつて陽の当たる場所にいた。清行はとつては寛平期の四十歳台に既に国司介あたりで低迷している時期があり、今まで功成り名遂げるべき六十歳前後より再び苦渋の時期が始まった。

清行が京官から備中介（寛平五年正月。四十七歳）という地方官へ転出した直後に始まつた正史日本三代実録の編纂は主に道真と大藏善行の手で進められ、延喜元年道真の失脚を待つようにして左大臣時平とその師大外記大藏善行のみの名を列ねて完成奏進されている。坂本太郎氏の説によれば、その内容には善行の事績

を顕彰しようとして書かれた記事が多く、撰者の立場を利用してした「国史を私物化した忌まわしい現象」があるという。^{注4} 奏進された当時文章博士兼大学頭であった清行がそれを見る機会は当然あつたと思われる。清行はこの正史をどのような気持で見たであらうか。官人としても学者としても善行よりもはるかにまさる清行にとって、彼を除外して編纂され、実質的な撰者の一人道真の名を削つて奏進された正史は政治の上層が作りあげた大なる虚妄の世界ではなかつたであらうか。天皇中心の律令体制が危機に瀕して権閣政治へ移りつあるこの過渡的な時代に政治の欠陥や社会の矛盾を最も鋭く見抜いていた清行は、後に「意見封事」に中下級貴族が次第に体制から疎外されていく状況を多くの実例で指摘したが、それは彼自身既に達成できるとは考えていない理想を美しく描く抵抗の姿であった。彼は今保則伝を書くにあたつて正史三代実録に記載されなかつたことからを記し、潤色虚構によって現実には既に存在し得ぬ循吏の姿を描くことによって現体制への批判を行なおうとしたのではないか。その理想像を描こうとして正史の記事を抜け出た具体的行動的な、生き生きとした人間像を形象しようとする時、世説は最も恰好の構想潤色虚構の手がかりとなつたであらう。

清行は後の延喜十三年、世説所引注張敏集所載の特異な作品「頭責^ノ子羽^ノ文」によつて虚構による自嘲自虐的な沈論の文学家異説^ノという怪異説説話集を作つてゐるが、その佚文「巫覡見^ノ鬼有^ノ徵驗^ノ記」の文末に「此事雖^ニ迂誕^ニ、自所^ノ視、聊以記」

之。恐後代以「余爲^ニ鬼之董狐^ニ焉」というのは、かつて指摘した如く世説排調篇第十九話の「干寶向劉備長叙^ニ搜神記。劉曰。卿可謂^ニ鬼之董狐^ニ。」に拠つており、六朝最大の志怪小説集搜神記を書いた干宝に自らを擬したのであつた。東晋の干宝はまた当代第一の文人たる著作郎として正史晉紀の著者であった。搜神記の序文にいう如く正史の記載も全て眞実であるか疑問であり、怪異虚構の中にも眞実が含まれるとする時、正史三代実録の編纂に与れなかつた清行にとって怪異説話集の著作は正史に対置すべきものであったといえよう。^{注5}

最後に世説任誕篇第四十一話の羅友の注に象徴的な話がある。

晉陽秋曰。友字宅仁、襄陽人。少好學、不^レ持節儉。性嗜酒、當^ニ其所^ノ遇、不^レ擇^ニ士庶。又好伺^ニ入祠、往乞^ニ餘食。雖復營署壚肆、不^ニ以爲^ニ羞。桓溫常責^ニ之云。君太不逮、須^ニ食、何不^ニ就^ニ身求^ニ乃至於此。友傲然不^レ屑、答曰。就^ニ公乞食、今乃可^レ得、明日已復無。溫大笑^レ之。始仕^ニ荊州、後在^ニ溫府、以^ニ家貧乞祿。溫雖^ニ以^ニ才學^ニ遇^ニ之、而謂其誕起別、友至尤晚。問^レ之。友答曰。民性飲^ニ酒嗜^ニ味。昨奉^ニ教旨、乃是首旦出^ニ門。於^ニ中路、逢^ニ一鬼、大見^ニ揶揄^ニ云。我只見^ニ汝送^ニ入作^ニ郡。何以不^ニ見^ニ人送^ニ汝作^ニ郡。民始怖、終慚、回還以解、不^レ覺成^ニ淹緩之罪。溫雖^ニ笑^ニ其滑稽、而心頗愧焉。後以爲^ニ襄陽太守、累^ニ遷廣益二州刺史。在^ニ藩舉^ニ其宏綱、不^ニ存^ニ小察、甚爲^ニ吏民所^ノ安説。薨^ニ於益州。

鬼をかりて沈論を喰^ニする、まさに清行の心中を代弁するもので

はなかつたであろうか。

註 1 本稿は先に発表した「三善清行『詰眼文』考」上下（国文学研究・第四十四・四十五集）と関連するものである。

2 統群書類從本による（以下同じ）。但しこの跋文について

川口久雄氏は「平安朝日本漢文學史の研究」（二五八頁）に

おいて淨土寺念佛縁起（大日本史料第一編之三、延喜七年年
末雜載）といふものの末尾三行は保則伝の断簡であつて、古
写本の善本と見えて、前田本のよみえざるところを解くこと
もある。」といわれる。即ち「著晏子伝遙羨報鞭蔡伯譖作
郭泰碑冀遂無斬德故叙此草行貞立志 延喜七年季春一日 文
章博士善清行記之」である。

3 所功氏「藤原保則伝」の基礎的考察（芸林・二一の三）
同『三善清行』（吉川弘文館）

4 坂本太郎氏「六國史」（吉川弘文館）

5 抽稿「詰眼文」考 下において、「頭責子羽文」が中国文
學史の上でどういう位置を占めるか、簡単に述べたが、考え
の至らぬ点があつた。前漢（または北周）の王褒の「責奴
文」（漢魏六朝百三名家集では前漢の王諫議集に入れる）や、
晉の陸雲の「嘲褚常侍文」「牛賈季友文」（百三名家・陸清河
集）等については別に稿を改めて述べる。

6 大曾根章介氏は「街談巷説と才学——三善清行」（国文學
・第十七卷十一号）において抽稿「詰眼文」考 下の小考
をやゝお認めいただいたかの如くであるが、中で「実錄」の

解釈については御叱正を賜わつた。清行の沈論において正史
と怪異説話集との対置を強調する余りの誤まりであつたこと
をお詫びする。

執筆者紹介

大矢根 文次郎 女子聖学院短大教授

大野 實之助 文学部助教授

松浦 友久 文学部助教授

上野 理 文学部助教授

矢作 武 文学部助教授

柳瀬 喜代志 教育学部講師

築瀬 一雄 豊田工業高専教授

大谷 德 田 武 大学院博士課程在学・高等学院講師

都留文科大学講師